

大阪市告示第1022号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休場

施設名	年 月 日
旭プール・旭児童プール 水泳場	令和8年8月3日（月）
	令和8年8月17日（月）
	令和8年8月25日（火）から 同月28日（金）まで
	令和8年8月31日（月）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
旭プール・旭児童プール 水泳場	令和8年8月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前9時から 午後6時30分まで
	令和8年8月4日（火）から 同月16日（日）まで	
	令和8年8月18日（火）から 同月24日（月）まで	
	令和8年8月29日（土）から 同月30日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）